

## 第7期 雲南市農業委員会第36回総会議事録

1. 日 時 令和5年6月20日（火） 13:30～14:48

2. 場 所 市役所3階・301会議室

3. 出席委員（17名）

1番 三島 輝昭	2番 板持 斉	3番 三原 治雄	5番 柳原 昌広
7番 小山 益男	8番 神田 邦昭	9番 高橋 一裕	10番 新田 清
11番 川角 茂	12番 林 明夫	13番 奥田 武	14番 渡部 晴夫
15番 小田川 清	16番 吾郷 正司	17番 佐藤 博子	18番 嘉本 輝雄
19番 加藤 一郎			

議案248号の審議から参加・・・17番委員

4. 欠席委員（2名）

4番 堀江 広孝                      6番 高橋美佐子

5. 事務局又は説明者

統括監 落合 正成                      局長 田部 公利                      主査 多根 英志                      統括主幹 小林 弘典  
主事 新田 悠葉

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第245号 雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者の選出について
- ・議第246号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第247号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第248号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第249号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第250号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第251号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 傍 聴 2名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>それでは、時間が参りましたので、委員の皆様にはご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長には総会の議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、16名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第36回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1. 議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、13番奥田武委員、18番嘉本輝雄委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2. 諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第4条第1項第9号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について</li> <li>・田畑転換届の受理について</li> <li>・公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について</li> <li>・農地法第3条の3の規定による届出書の受理について</li> <li>・会議等の報告事項</li> <li>・会議等の予定</li> </ul>
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。質問はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3. 議案の上程を行ないます。 それでは最初に、議第245号雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者の選出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書8ページをご覧ください。議第245号雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者の選出についてであります。雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第9条及び雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員に関する選考委員会要綱第2条の規定に基づき、5月に開催した第35回総会の際に選出していただいた、推進委員候補者を選考するための選考委員6名による選考委員会において、公募により応募があった者の選考を行った結果、議案書8ページの下記のとおり推進委員候補者37名を選出するものです。なお、この選考委員会での審査の状況や選考内容等については、法令上原則非公開となっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上、ご審議につきまして、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ここで、先般の第2回の選考委員会において、選考を行われた結果について、選考委員</p>

発信者	議 事 録 要 旨
7 番	<p>長よりご報告をお願いします。</p> <p>7 番です。すみませんが座って説明をさせていただきます。さきほど、事務局より説明がありましたが6人の選考委員によりまして、先般、選考委員会を開催いたしました。推進委員への応募者は、37名いらっしゃいました。経歴、推薦理由等の提出がありました書類に基づき、慎重審議した結果、定数の37名を選考いたしました。それでは37名の名前を申し上げますが、町名の後に応募の区域番号別に定数並びに氏名を報告いたします。なお、区域の詳細については資料の方をご覧くださいながらご確認ください。</p> <p>初めに、大東町です。大東町区域番号1番定数2名で鏝木左右吉さん、錦織悦雄さん。2番定数2名で鳥谷祐俊さん、永井博志さん。3番定数2名で小川和夫さん、妹尾優子さん。4番定数2名で、錦織保夫さん、岡田伸さん。5番定数1名で福間敏さん。6番定数2名で藤原利夫さん、石橋壽幸さん。7番定数2名で石倉和幸さん、加藤慶二さん。以上が大東町で合計13名でございます。</p> <p>次に、加茂町8番定数1名で濱村享さん。9番定数1名で熱田保政さん。10番定数1名で広野仁司さん。11番定数1名で日野一夫さん。12番定数1名で中林博さん。以上が加茂町で合計5名でございます。</p> <p>次に、木次町13番定数2名で杉原充俊さん、松本勝さん。14番定数2名で周藤靖之さん、安部良則さん。15番定数2名で松村勤さん、松原利廣さん。以上が木次町で合計6名でございます。</p> <p>次に、三刀屋町16番定数3名で片寄健治さん、渡部洋一さん、白築美雄さん。17番定数2名で太田明美さん、谷戸茂さん。18番定数2名で朝山昇さん、高尾茂通さん。以上が三刀屋町で合計7名でございます。</p> <p>次に、吉田町19番定数2名で板垣安夫さん、花籠謙治さん。20番定数1名で伊藤山人さん。以上が吉田町で合計3名でございます。</p> <p>次に、掛合町21番定数2名で安井淳さん、杉山圭さん。22番定数1名で本間清光さん。以上が掛合町で合計3名でございます。</p> <p>以上のとおり、37名を選考いたしましたのでご報告いたします。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに選考委員長から説明と提案がありましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。これは人事案件でございますので、討論を省略いたします。お諮りいたします。議第245号雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者の選出については、提案のとおり推進委員候補者として選出することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第245号雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者の選出については、提案のとおり選出することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それではここで、次の議案に入ります前に、議案審議をいったん中断させていただきますのでよろしくお願いします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>・・・(議案審議を中断し、議第245号との関連でその他事項の農地利用最適化推進委員候補者の第8期農業委員会への申し送り等についてを協議及び説明した)・・・</p>
議 長	<p>次に、議第246号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10ページ、議第246号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを説明します。11ページをご覧ください。図面資料については最初のページから掲載しています。</p>
	<p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで面積は142㎡、権利の種別は非農地証明で所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は申請地の農地は道路沿いにあり、形状も悪く半分は急傾斜ののり面となっています。併せて道路沿いで機械等を使った耕作が困難なため、相当以前から耕作をしておらず原野化してしまったということです。令和5年6月6日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、周囲の状況からみてその土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、非農地証明して問題ないと考えます。以上、報告いたしますのでご審議についてよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
	<p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第246号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第246号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第246号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第247号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書12ページ、議第247号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。13ページをご覧ください。図面資料については別添5ページから掲載しています。</p>
	<p>番号1番と2番、〇〇町〇〇と〇〇地区です。地目は田1筆、畑1筆で関係者は1名、合計面積は2,685㎡です。令和5年6月6日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p>
	<p>番号3番と4番、〇〇町〇〇地区です。地目は畑2筆で、関係者は1名、合計面積は</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>237㎡です。令和5年6月6日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号5番から10番、〇〇町〇〇地区です。地目は田2筆、畑4筆で関係者は1名、合計面積は3,228㎡です。令和5年6月6日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号11番から17番、〇〇町〇〇地区です。地目は田5筆、畑2筆で関係者は1名、合計面積は3,003㎡です。令和5年6月5日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号18番から24番、〇〇町〇〇地区です。地目は田4筆、畑3筆で関係者は1名、合計面積は2,266㎡です。令和5年6月7日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号1番から24番の筆数は田12筆、畑12筆、合計24筆で面積は田8,880㎡、畑4,410㎡、合計13,290㎡です。非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然改廃した農地や令和3年7月の豪雨によって被災を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地であるため非農地と判断して問題ないと考えます。以上、報告いたしますのでご審議についてよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第247号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第247号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第247号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第248号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書15ページ、議第248号農地法第3条の規定による許可申請についてを説明します。今月は6件の申請が出ております。議案書16ページをご覧ください。図面資料は14ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は64㎡です。権利の種別は有償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は遠方に居住しており耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受けて耕作を行うということです。譲受人は申請地の近くに住んでおられ、畑として野</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>菜を作られるとのこと。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の3筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は3,910㎡です。権利の種別は有償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は高齢になり耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受けて農業経営を行うということです。譲受人は市外に住んでおられますが、実家が申請地の近所であり、度々帰ってきて家族の方と農業をされています。申請地も既に譲受人とその家族が耕作しており、今後も変わらず耕作をしていくとのこと。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の3筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は2,218㎡です。権利の種別は有償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は遠方に居住しており耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受けて農業経営を行うということです。譲渡人が申請地を相続されましたが、市外に住んでおり管理ができないということから近所に住む譲受人に貰ってほしいとお願いされたそうです。現在、田は荒れていますが復旧して耕作をされるそうです。畑の方はイノシシが入るようなところで野菜は難しいとのことですが、果樹を植えたり草刈りをしたりして管理されるとのこと。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の2筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は167㎡です。権利の種別は有償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は高齢になり耕作が困難である。譲り受けの申請事由は空き家と共に申請地を譲り受けて耕作を行うということです。譲受人は隣接する空き家と共に申請地を取得され、権利取得後は玉ねぎやピーマンなどの野菜を作りたいとのこと。議案書の経営面積は0aとなっていますが、多少の農業経験はあると伺っております。農機具は耕運機と管理機を持っておられます。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇の2筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は306㎡です。権利の種別は有償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は遠方に居住しており耕作が困難である。譲り受けの申請事由は空き家と共に申請地を譲り受けて耕作を行うということです。譲受人は隣接する空き家に移住され、一緒に農地も取得されます。農業経験は手伝い程度でほぼありませんが、農機具は友人の農家に借りたりネットで購入したりして準備をされ、家庭菜園として野菜を作りたいとのこと。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇の5筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は376㎡です。権利の種別は無償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は高齢になり耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受けて耕作を行うということです。譲受人は申請地の近所に住んでおり、現在も既に譲受人の家族が耕作をしている状況で、権利取得後も変わらず耕作をされるとのこと。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されています。また、空き家関連の案件以外のものについては機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれます。また、空き家関連の案件については農業経験が少ないですが、</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>農機具の導入の目処も立っており面積も大きくないので問題ないと思われます。従って、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願ひします。</p>
15番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
15番	<p>はい、15番です。申請番号4番の補足説明をいたします。空き家付き農地ということで聞き取り調査を行っております。農地取得予定者が外国出身の方であったため片言の日本語でしたが、ほぼ内容が聞き取れましたので報告します。申請者は、〇〇町で事業を営んでおり、材料代を少しでも節約するために申請地で野菜を作りたいとのこと。トウモロコシ、玉ねぎ、葉物野菜を作るそうです。申請地の不作地の管理をどうするかが課題ですが、申請者は小さいころから農業をしていたので、鍬と管理機があれば何でもできると意欲を持っておられましたし、自身も管理機や草刈り機を保有されています。この地域はイノシシやサルが出没するため、その対策を心配されていました。家の横に水路がありますが、地域の皆さんと一緒に今後は管理をしていくとのこと。空き家が古く、将来的に移住の予定は無いようですが、週のうち2から3回過ごしたりしたいとの事でした。以上、聞き取りの報告としますのでもよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	他に補足説明はございませんか。
2番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
2番	<p>はい、2番です。申請番号の5番については、空き家付き農地の件です。推進委員に聞き取りを行ってもらっていますので報告いたします。農地取得の理由は、家庭菜園として使用したいとの事で野菜を栽培されます。不作付けの耕地については、雑草を除去し、畑化して使用したいそうです。農業機械については小型の耕運機を購入する予定だそうです。野菜栽培の知識が無いために地域の方に教えていただきながら栽培したいとのこと。自治会に加入し地域活動を行う予定で、地域交流に積極的に関わりたいと話されていました。農業委員会への要望は、申請の審議が月に1回しかなく間に合わなかったため、せめて月に2回程度あればということでした。以上、聞き取りを行いましたのでもよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	他に補足説明はございませんか。
	(補足説明なし)
議 長	無いようですので、議第248号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第248号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第248号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第249号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書19ページ、議第249号農地法第4条の規定による許可申請についてを説明します。今月は3件の申請が出ております。議案書20ページをご覧ください。図面については29ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は1,013㎡の内393㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び転用理由は農業用資材置場及び農耕用車両の駐車場と回転場として使用したいとのことです。始末書が提出されており、農地法の認識不足により、平成21年頃から農業用資材置場及び農耕用車両の駐車場として、整地し使用してきたとのことです。令和5年5月10日に農振除外の許可が出ております。農地区分は、過去に土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。転用の許可条項は、施行令第4条第1項第2号イに規定する農業用施設、農機具、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設、その他地域の農業の振興に資する施設に該当する場合の農業用施設と考えます。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は149㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び転用理由は自宅の庭として使用したいとのことです。始末書が提出されており、昭和61年頃に自宅の庭を整備し、その後、令和4年に相続登記と農地転用が必要となったため確認したところ、無断転用ということが判明しました。当時から該当地が農地であるという認識はなく、手続きをしないまま、今日まで利用してしまったとのことです。令和5年5月10日に農振除外の許可が出ております。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合に該当し、代替性なしであると考えます。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。地目及び申請人は議案書のとおりで申請面積は75㎡です。転用目的及び転用理由は駐車場及び物置を整備するため、申請地を利用したいとのことです。農地区分および許可条項は申請番号2番と同じで、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>なお、申請番号1番については第1種農地であることから、島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となりますので、この案件については本日許可相当と決定いただいた場合、常設審議委員会で許可妥当の決定後に会長専決により許可となります。以上報告いたしますので、ご審議についてよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
10番 議 長	<p>はい はい。どうぞ。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
10番	<p>はい、10番です。1番の案件について、聞き取り調査をしましたのでご報告いたします。申請地の隣接の法下から湧水が発生するため、農地法の事を知らずに平成21年頃に申請地の一部へ簡易舗装をしたとのこと。整備した後に農地法の事を聞き、除外申請をされたそうですが資料不備で返送され、その後、申請書の仕方が分からずそのまま今日に至ったということです。私に相談があり、今回の再提出に至った次第です。転用目的は、隣接に自己所有農地があり進入のための車両の回転場と農業資材置場として利用したいそうです。農業資材はこれまで家屋の周辺へ置いていましたが、手狭になったため今回の申請地へ置いていたそうです。申請者の家から申請地へは150mぐらい離れた場所でございます。周辺への影響ですが、排水は道路の側溝へ流されます。顛末書が出ておりますが、今後は農地法他の関係法令を遵守し再びかかる不祥事をいたさぬよう十分注意しますとされております。ご審議の程をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。</p>
15番	<p>はい</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
15番	<p>はい、15番です。申請番号2番ですが、始末書案件となっておりますので聞き取り調査を行いました。経過は、親族が同居することになったため駐車場を整備することになったようです。図面は、35ページがよくわかると思います。申請番号2番と3番は同じ申請者であり、申請地は隣接しています。申請地は既に庭となっており、転用申請がされていないことから今回の申請に至りました。庭として平成18年頃から使用されていたようですが、申請地は宅地の隣接地であり、宅地の拡張として申請地が最適と判断されたようです。雨水は、道路の側溝へ流されます。顛末書が出されていますので読み上げます。申請地は平成18年に親族より相続した。この度、親族が同居することになり、駐車場が必要となったため農地転用を考え業者へ依頼した。相続登記の必要性と石垣を境に無断転用の部分があるのでその部分の農振除外と農地転用の手続きが必要であるとの指摘を受けたため、その手続きを依頼した次第です。この土地は親族が退職を機に工事を依頼して行ったものであり、そのいきさつなどは分かりません。理由はどうであれ無断で転用したこと、知らなかったとはいえ農地法を守らなかったことは、誠に申し訳なく、深く反省しております。今後は農地法を遵守することをお誓いいたしますということで、顛末書が出されていますので審議の程をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。 (補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第249号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第249号農地法第4条の規定による許可申請については、はじめに本案件のうち申請番号2番と3番の案件を申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第249号農地法第4条の規定による許可申請について申請番号2番と3番の案件は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p> <p>次に、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号1番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第249号農地法第4条の規定による許可申請について、申請番号1番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可の決定をいたします。</p>
議 長	<p>次に、議第250号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書21ページ、議第250号農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。今月は5件の申請が出ております。議案書22ページをご覧ください。図面については37ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は372㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は賃貸借で貸付人、借受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由ですが、申請地を借り受けて理容室を営みたいとのこと。始末書が提出されており、一時転用許可期間満了後の期限切れにより、再申請されたものです。確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合に該当し、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は458㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的は一般個人住宅で居宅1棟73㎡及び駐車場を整備されます。転用理由は現在の居宅が手狭になったため、申請地を譲り受けて住宅を新築したいとのこと。令和5年5月10日に農振除外の許可済みです。確認委員は議案書のとおりです。また現在、区画整理事業が実施されており、隣接地の細長い農地については、換地処分対象地として農業用道路になる予定です。なお、農地区分は、過去に土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。転用の許可条項は、規則第33条第1項第4号に規定する住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する場合の集落接続と考えます。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の2筆です。申請面積は合計2,126㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は地上権で貸付人、借受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は太陽光発電施設で、495㎡内に太陽光パネル192枚を整備されます。申請地の周囲には高さ1.8mのフェンスを設置される予定となっています。雨水については自然浸透となりますが、排水の関係で隣接住宅との境界には新たな側溝を布設されます。確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>申請番号4番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は377㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的は、一般個人住宅で居宅1棟112.5㎡及び駐車場を整備されます。転用理由は、現在の居宅が手狭になったため、申請地を譲り受けて住宅を新築したいとのことです。確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇の3筆です。申請面積は合計304㎡、それぞれ地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由ですが、申請地に酒造施設を建設したいとのことです。申請地を含めた計画の全体面積は1,639㎡で、酒造施設は997.84㎡になります。年内のところで造成工事を実施され、その後、醸造所工場棟、事業所棟、資材倉庫などを建設し、令和7年6月頃のオープンを予定されています。確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>なお、申請番号2番については、第1種農地であることから、島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となりますので、この案件については本日許可相当と決定いただいた場合、常設審議委員会で許可妥当の決定後に会長専決により許可となります。以上報告しますので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
1 2 番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
1 2 番	<p>12番です。申請番号1番についてですが、現地確認に行きましたので、始末書と併せて説明をさせていただきます。申請者は平成7年に農地を借り、農地転用許可を受けて造成を行い店舗、物置、物干し場等を建設し理容店を営業しておられましたが、申請した転用の期間が10年であった事がわかり、今回、改めて農地転用許可申請を提出することになったようです。わからなかったとはいえ長い間、無許可であった事に対し誠に申し訳ないということでした。集客も多くなり、引き続き理容店を営業したいということで改めて農地転用申請が出されたものであり、今後はこのような事が無いよう留意いたしますのでよろしくお願ひしますということでした。ご審議の程をよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。</p>
3 番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
3 番	<p>3番です。申請番号3番については1,000㎡以上の案件ですので聞き取りを行いました。現地確認は推進委員と二人で行いました。地権者が高齢となったため申請地の今後の維持管理が困難と判断し事業計画者へ相談され、事業計画者が太陽光発電用地として借り受けることとなったようです。転用目的は太陽光発電で8月頃から事業着手の予定です。図面資料44と45ページをご覧くださいとわかりますが隣接に農地は無く、また、近くの農地も耕作されておられません。今後、耕作されるようなことがあっても用排水路と道路を挟んで1mぐらい高いところにあるので、日陰になるとかといった問題はありません。計画をした理由としては、道路沿いであり、付近に電柱があるということです。また、最後に地権者へ聞き取りをした際に、近隣の住民の方から不安に思うことがあると伺ってい</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	たので、事業計画者の方へ説明を念入りに行うよう要望してあります。ご審議の程をよろしくお願いいたします。
議 長	他に補足説明はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	以上で、議第250号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第250号農地法第5条の規定による許可申請については、はじめに、本案件のうち申請番号1番と3番から5番の案件を申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第250号農地法第5条の規定による許可申請については、申請番号1番と3番から5番の案件を申請のとおり許可することに決定いたしました。次に、本案件のうち島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号2番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第250号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号2番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は会長専決により許可の決定をいたします。
議 長	次に、議第251号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書24ページ、議第251号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。議案書25ページをご覧ください。今回の設定件数は10件、内訳は〇〇町4件、〇〇町1件、〇〇町5件です。また、借り受け戸数は5戸となっております。なお、27ページからは一括方式による農地中間管理機構からの転貸となっております。この全ての計画は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。以上について、ご審議の程をよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。あの時計で14時45分まで、暫時休憩としますので、ご協議をお願いします。 ..... (休憩) .....
議 長	会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。初めに、〇〇町からお願いします。
7 番	はい、7番です。〇〇町の関連ですが、利用権貸借の1番と2番です。いずれも再設定であり、受け手の方は広く耕作をされていますので適当と判断しました。また、一括方式の1番ですが、受け手の方は認定農業者であり、他の地域でも飼料作物を栽培されていま

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 9 番	<p>すので問題ないと判断しましたのでご審議よろしくお願ひいたします。</p> <p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願ひします。</p> <p>はい、9番です。利用貸借の3番の案件ですが、これは私が確認をいたしました。設定を受けられる方の親族が対象地の管理をされており、この後を受けて耕作をされるということで問題ないと判断しましたのでよろしくご審議をお願ひいたします。</p>
議 長 16 番	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願ひします。</p> <p>はい、16番です。一括方式の2番から5番ですが、全て新規ですが認定農業者が受け手となりますので問題ないと考えます。よろしくご審議をお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございますか。 (無しの声 あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございますか。 (無しの声 あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第251号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。 (異議なし の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第251号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。</p> <p style="text-align: right;">(14:48 終了)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_